

質問と回答（平成30年10月12日時点）②

No.	質問箇所	質問事項（必要に応じて質問の趣旨）	回 答
31	募集要項 5 ページ 4 利活用事業提案の諸条件 (4) 貸付条件 イ. 契約期間	契約期間中に、やむを得ず事業を撤退することとなった場合にペナルティはありますか。	契約内容に関する協議の段階で定める内容となりますが、契約期間を満了しないことに対する違約金等については、想定していません。
32	募集要項 5 ページ 4 利活用事業提案の諸条件 (4) 貸付条件	敷地内に建築物を新築する場合は、返却する際に更地に原状回復する必要がありますか。	建築物を新築する場合には、新築建物の底地に係る契約について事業用定期借地権などの借地契約へ変更し、返却する際は更地に原状回復していただくことを想定しています。
33	募集要項 5 ページ 4 利活用事業提案の諸条件 (4) 貸付条件	建物を改修した場合、返却時にどこまで原状回復する必要がありますか。	事業者が行った改修工事、修繕及び維持管理等により、引渡し時に比べて建物等の価値が向上している部分については、原状回復を免除する可能性があります。その可否については、改修の内容や返却時の状態により、市が判断します。
34	募集要項 5 ページ 4 利活用事業提案の諸条件 (4) 貸付条件	自然災害や落雷等により、建物や敷地内の樹木、あるいは外壁等に損害を受けた場合、借受者は原状回復義務を負うような契約内容になりますか。	借受人の過失ではなく、自然災害等により損害が発生した場合については、借受人が原状回復義務を負うような契約内容とはしない予定です。
35	募集要項 5 ページ 4 利活用事業提案の諸条件 (4) 貸付条件	施設を借り受けた後に、事業内容の一部変更や事業を新たに追加する場合、市から許可を得る必要はありますか。	優先交渉権者の選定にあたっては、提案のあった事業内容に対して点数審査を行い、貸付契約の締結にあたっては、その内容について地域への説明や議会審議を経る必要があります。したがって、原則として事業者の一存により事業内容を変更することはできませんので、提案者は、今後の事業展開を見通した上で提案していただくようお願いします。 なお、今後事業を実施するにあたり、事業内容の一部変更や新たな事業を追加する必要性が生じた場合については、その都度、市と協議を行うこととし、必要に応じて再度議会審議に諮ることとなります。

No.	質問箇所	質問事項（必要に応じて質問の趣旨）	回答
36	募集要項 12 ページ 9 審査と評価方法 (4) 評価項目と配点	加点点評価項目（10 点）の評価基準はどのようなもの でしょうか。	地域から要望のあった 2 項目について、様式 7 によりご提 案いただき、その内容を選定審査委員が評価します。
37	募集要項 12 ページ 9 審査と評価方法 (4) 評価項目と配点	加点点評価項目にあるグラウンドの地域利用について ですが、自治会や消防団等による行事利用の頻度はど のぐらいでしょうか。	過去の利用状況は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の練習について 隔年で 8 月～10 月の週 3 日程度 18 時～21 時。 ・グラウンドの駐車場利用について（募集要項 5 ページ⑥） 例年 12 月 31～1 月 3 日、4 月 29 日及び 10 月第 2 週目の 土曜日。 <p>この他にも周辺地域から要望がある時は、地域貢献として グラウンド等を臨時駐車場として使用させていただくこと があります。</p>